

若者・女性に選ばれる働き続けたい職場づくり推進事業実施業務委託仕様書

1 業務の目的

人口の社会減対策として、若者や女性に「働きたい」「働き続けたい」と思われる市内企業を増やすため、安心して働ける魅力ある職場づくりに向けて、企業同士が学び合いながら自社の取組を推進するための勉強会等を開催するとともに、自社の取組事例やノウハウを市内企業に教授する企業を育成し、各社における取組の推進・拡大を図るもの。従前の働き方改革やワーク・ライフ・バランスの浸透によって社内の制度や環境の整備は進んできたものの、職場風土づくりが追い付いていない現状があることから、既存従業員の働きがい・働きやすさの向上により、企業の魅力や価値を高めることで、若者や女性をはじめ多様な人材の確保・定着につなげることを目的とする。

なお、市が本事業に取り組む背景や市が抱える課題は別紙1のとおりである。

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

3 実施場所

盛岡市内等

4 業務内容

本事業の目的を達成するため、次の業務を実施するものとする。

なお、本事業は内閣府の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用し、令和8年度から10年度までの3か年計画の事業（3か年の取組構想を示した概念図は別紙2のとおり。）を予定している（※）。（※令和9年度以降の事業実施について確約するものではありません。）

(1) 実施対象

原則として市内及び市内近郊に本店を有する、人材の確保・定着に課題を抱える企業を対象とする。

(2) 実施内容

ア 市内企業が共に取り組む意識の醸成

企業が互いの意見や価値観を共有し合い、企業間の垣根を越えて話し合う関係性の構築を図るため、他社交流形式のワークショップ等を実施し、若者や女性に選ばれる働き続けたい職場づくりに向けて市内企業が共に取り組む意識の醸成を図ること。

ワークショップ等に参加した従業員が自社の課題や理想とのギャップを認識し、その解決

のために自ら主体的に職場風土改善に取り組む必要性を学ぶことができる内容とすること。
また、学びや気づきを得た従業員が、自社での実践につなげられる設計すること。

イ 取組を牽引するメンター企業の育成

職場改善に取り組む企業に対して専門家による伴走支援等を通じ、市内企業の取組を牽引する企業（以下「メンター企業」という。）を育成すること。メンター企業は、自社の課題解決に取り組みながら、その取組成果やノウハウ、教訓等を他社へ積極的に教授するものとする。

伴走支援等の対象企業は公募により選定することとし、選定に当たっては、他社に対する好影響や市内企業全体への波及効果の期待度などを総合的に判断すること。また、対象企業の決定に当たっては市と協議すること。

ウ 企業が学び合い、高め合う場の創出

メンター企業を中心に、職場改善に取り組む企業が成果報告をしたり、取組に関する情報交換を行う報告会や勉強会等を開催するなど、各社が取組やノウハウ等の相互共有を通じ、互いに学び合い、取組を高め合う場の創出を行うこと。

企業同士が取組の進捗状況を共有し合ったり、取組の課題や障壁等に関する意見交換・情報交換を通じて、模範や教訓となる事例の普及が図られる設計とすること。

エ 効果測定及び検証

職場改善に取り組む企業の取組前後の態様の変化を測定し、取組を通じた効果を定性的・定量的に検証すること。

なお、測定する指標のひとつに、「自社の職場は働きやすく、働きがいがある」と感じている従業員の割合を測るものを含むこと。

オ 自由提案業務

上記項目に関わらず提案上限額の範囲内での自由提案により、本事業をより効果的に実施するために必要な業務を行うことを可とする。

5 企画提案に求める内容

提案者は、上記「4 業務内容」の各項目における取組の詳細及びその取組によって得られる成果や成果品を企画提案書において具体的に明示すること。また、市が本事業の実施により見込む効果は別紙3のとおりであるが、その実現に企画提案の内容が有効であることを企画提案書において具体的に明示すること。

なお、企画提案に求める内容について、次のとおりイメージを示すものであるが、提案者が本業務の目的を達成するため、より効果的な手段や取組を提示することを可とする。その場合は、その手段や取組を採用することがより効果的である理由についても併せて明示すること。

(1) 本事業に対する認識

- ・ 市内企業（特に中小企業）の現状と課題に対する認識
 - ・ 市内企業で働く従業員の働きがい・働きやすさの向上に対する考え方
 - ・ 令和8年度から10年度までの3年間の事業展望(※)
(※令和9年度以降の事業実施及び受注者選定について確約するものではありません。)
- (2) 市内企業が共に取り組む意識の醸成
- ・ 企画内容（プログラム案）及び企画意図並びに想定する対象企業数
 - ・ ワークショップ等のテーマ設定及び設定意図
- (3) 取組を牽引するメンター企業の育成
- ・ 伴走支援等により対象企業の職場改善を成功に導くためのポイント
 - ・ 職場改善の計画策定支援及び実行支援の手法、内容並びに想定する対象企業数
 - ・ 対象企業の公募手段及び選定方法並びに選定基準及びその考え方
- (4) 企業が学び合い、高め合う場の創出
- ・ 勉強会等の企画内容及び企画意図並びに想定する対象企業数
 - ・ メンター企業等による取組事例やノウハウの普及方法及び内容
 - ・ 市内企業（特に中小企業）へ広く取組を普及するためのポイント
- (5) 効果測定及び検証
- ・ 測定や検証の手法及び内容
- (6) 業務内容全般
- ア 業務の実施に当たっては、若者や女性を含む従業員など当事者の声を収集・把握する機会を設け、その結果を業務内容や取組の検証等に適切に反映すること。
- イ 各項目に係る工数（人数、回数、時間数、対象者数など）について、事業予算書等の内訳において明示すること。
- ウ 令和8年度の履行期間内における業務全体の工程を示すスケジュールについて、企画提案書等において明示すること。
- なお、履行期間の開始時期（契約締結の日）は、令和8年4月中旬頃の予定。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 対象とする経費は、人件費、機械・機器のレンタル料又はリース料、消耗品・印刷製本費等の事務費、会場使用料、資料購入費、通信運搬費、謝金、旅費、外注加工費、原材料費、委託料、広告費、その他提案する事業を実施する場合に必要な経費とする。
- なお、以下の経費は原則として対象外とする。
- ア 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 1件10万円を超える機器や物品を取得するための経費

オ 参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費などの特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費

カ その他事業と関連性が認められない経費（従業員の日常生活用品、顧客との交際費、接待費、明細が不明確な物品等）

(2) 当該事業費において取得した財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本業務の目的に従ってその効率的な運営を図るものとする。

なお、1件3万円以上の機器や物品については、事業完了後の取扱いについて予め市と協議すること。

(4) 委託事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を委託事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

7 事業報告

受注した者は事業の進捗等に関して次の報告及び検査協力をする事。

(1) 業務実施計画書及び経費支出計画書

受注した者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の業務実施計画書及び経費支出計画書を市に提出し、その承認を得ること。

(2) 随時の報告

本業務に関連し、市が調査又は報告を求めた場合においては、受注した者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(3) 立会検査

本業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注した者の本業務の実施状況等を確認するため現場に立ち会い、受注した者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

(4) 会議・報告会等への出席

市が主催する会議等において、市が求めた場合は、業務の進捗状況等を報告するため会議等に出席すること。

(5) 業務完了届

受注した者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に次の必要書類を添えて提出し、検査等を受けること。

ア 必要書類及び提出部数

- ・ 委託業務内容についてまとめた報告書 1部（電子データをDVD等の媒体でも提出すること。）
 - ・ 企画提案において示された成果品（物理的に納品が可能なものに限る。） 各1部
- イ 業務完了届及び必要書類の提出場所
盛岡市商工労働部経済企画課

8 権利の帰属

本業務により作成されたものの利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注した者から市に移転することとし、受注した者が成果品等を公表する際は、市の承諾を得るものとする。

9 再委託等の制限

- (1) 受注した者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注した者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告し、承認を得なければならない。
- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

10 関係機関との連携

受注した者は、業務を円滑に進めるため、市及び他の関係機関との連携を密に図ること。

11 機密の保持

受注した者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、または利用してはならない。

12 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、盛岡市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第38号）を遵守しなければならない。

13 情報資産の保護管理

委託業務に係る個人情報その他情報資産（記録媒体を含む。以下「情報資産」という。）の保護管理について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講じること。

- (2) 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講じること。
- (3) 電子計算室、情報資産保管室その他の委託業務の処理に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講じること。
- (4) 委託業務の処理に当たっては、個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を従業員に周知し、適切に指導すること。

14 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- (2) 調査・分析等に当たっては、市と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
- (3) 受注した者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受注した者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (5) 受注した者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (6) 各種判断については、公募や業界団体からの推薦、公的機関の認証等を得ているなど、選定理由が明確であるよう十分に留意すること。
- (7) 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度、市と受注した者で協議の上決定する。

◎本業務に取り組む背景や市が抱える課題

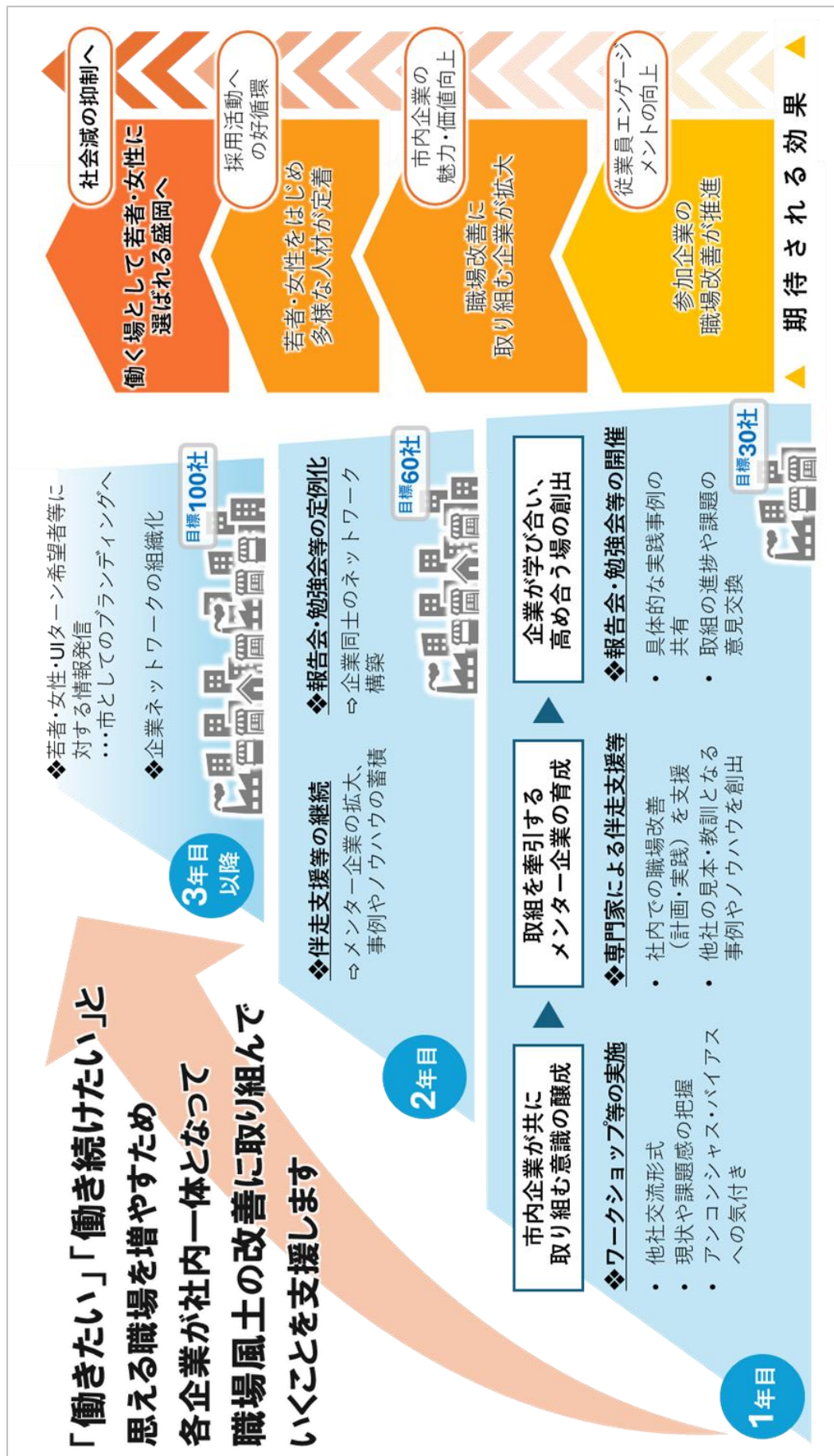
市では人口の社会減、特に若者や女性の転出超過が続いており、20歳代の就職期を中心とした県外流出が大きな課題となっている。国の調査ⁱにおいても、安心して働き続けられる職場環境が定着・定住の要因として重要視され、特に女性は、希望する働き方の叶えづらさが転出の一因として指摘されている。市の意識調査ⁱⁱでも、希望する就職先が市外にあることが転出理由の最多であり、市内学生へのインタビューにて「都会のほうが多様な働き方の環境がある」といった声が挙がっている。また、県の調査ⁱⁱⁱにおいて、各社における働き方改革は制度面や環境面を中心に進んできてはいるものの総合的な従業員満足度が低い結果が示されており、制度が（外形的には）整備されてもその運用を支える職場風土が形成されておらず、エンゲージメントに寄与していないなどの要因が考えられる。また、若者が就職先を選ぶ際に、やりがいや職場の雰囲気重視する傾向がある中で、従業員による主体的な取組を通じ、社内一体となった職場風土づくりへの取組に対する重要性が増している。

一方、市内企業も人手不足に直面し、持続的な経営ひいては本市経済の発展に影響を及ぼすことが懸念される。人口の社会減が採用難を招く中、多様な人材が活躍できるよう働き方の柔軟化や性別・年齢による固定的役割分担意識をはじめ職場に潜むアンコンシャス・バイアスの解消に取り組む必要性が高まっている。国の調査ⁱでも性別役割分担意識が若者や女性の地元離れに影響していることが示され、企業が人材を確保するには待遇改善や知名度向上だけでは限界がある。市内企業からは「取組の必要性は理解しているが、具体策が分からない」「先進事例はハードルが高く、取り入れづらい」といった声もあり、企業同士が共に学び合いながら、互いの取組を高め合っていくことができる体制や仕組みづくりが求められる。

ⁱ 内閣府男女共同参画局「令和6年度 地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査報告書」（R7.3月）

ⁱⁱ 盛岡市市長公室「盛岡市へのUターンに関する意識調査（岩手県立大学地域協働研究）」（R6.11月）

ⁱⁱⁱ 岩手県商工労働観光部「令和6年度 社員満足度調査」（R7.3月）



◎本事業の実施により見込む効果

- ・ 市内企業の働き方や職場の変革が進み、企業の魅力や価値が向上することで、従業員の定着意識が高まるほか採用活動への好循環が生まれ、多様な人材の地元定着が図られる。
- ・ 従業員のエンゲージメントやウェルビーイングの向上により、職場の一体感や従業員の主体性が高まり、労働生産性の向上が図られる。
- ・ 参画企業間のネットワークが形成され情報交換が活性化することで相乗効果が生じ、各企業の職場改善が加速し、取組全体の機運の継続・拡大につながる。
- ・ 若者や女性に「働きたい・働きたい」と思われる市内企業が増え、最終的には、安心して働き続けられまちとして盛岡が選ばれることで、人口の社会減対策につながる。